小樽市個人情報保護条例の一部を改正する条例 (原案の概要)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の趣旨に沿って、「小樽市個人情報保護条例」を改正します。

■ 条例改正の趣旨

○ 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律」(以下「番号法」といいます。)が公布され、マイナンバー制度の導入が 決定されました。下記のスケジュールに従って、全国的に準備が進められています。

<主なスケジュール>

- ・平成27年10月 個人番号(マイナンバー)の付番・通知
- ・平成28年1月 マイナンバーの利用開始、個人番号カードの交付開始
- ・平成29年7月 地方公共団体と他の行政機関等との間でマイナンバーを利用した情報の やりとりの開始 (→マイナンバー制度の本格運用開始)

小樽市においても、上記のスケジュールに合わせ、マイナンバー制度導入の準備を 進めています。

特定個人情報の保護対策

番号法では、住所、氏名等の個人情報にマイナンバーを結び付けたものを「特定個人情報」と定めています。

番号法では、特定個人情報が万が一にも不正利用されたり、外部に漏れたりすることがないよう、特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう、特定個人情報の保護規定が設けられています。

この趣旨に沿って、小樽市個人情報保護条例においても、特定個人情報の保護や取扱いなどについての規定を新たに設けるものです。

〇 改正後の条例の施行日

改正後の条例の施行日は、番号法の施行の日である平成27年10月5日です。

■ 条例案の概要(見直しする主な項目)

利用及び提供の制限(第11条関係)

現行規定では、個人情報を利用目的以外の目的のために利用又は提供することを原 則として禁止し、利用目的を超えて利用又は提供できる場合を下記8項目に限定して います。

- 法令等に基づくとき。
- ・ 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 所管する事務の遂行に必要な限度で内部で利用する場合であって、利用することについて相当な理由のあるとき。
- ・ 国等に提供する場合において、提供を受ける者が、その所管する事務又は業務 の遂行に必要な限度で利用し、かつ、相当な理由のあるとき。
- ・ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき。
- 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。
- ・ 小樽市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上特に必要が あると認めるとき。

【見直しの内容】

特定個人情報については、利用又は提供できる場合を下記のとおり限定する規定を新たに追加します。

- ① 利用できる(後で述べる「情報提供等記録」を除きます。)のは、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときのみ
- ② 提供できるのは、番号法第19条※のいずれかに該当する場合のみ
 - ※ 番号法第19条に列挙されているものの例
 - ・個人番号関係事務の処理に必要な限度で提供を行う場合
 - ・生命、身体及び財産の保護のために必要のある場合

代理人による開示等の請求 (第16条関係)

現行規定では、個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求の制度※において請求ができる者を原則として本人及び法定代理人に限定しています。

※ 小樽市が保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示、訂正、 利用停止を請求する制度

【見直しの内容】

特定個人情報については、本人と法定代理人に加え、任意の代理人による請求を認めます。これは、マイナンバーが利用される社会保障や税の分野の手続は、社会保険労務士や税理士などに手続を委任することが多いことなどから、任意の代理人による請求をできるようにするものです。

他の法令等による開示の実施との調整 (第27条関係)

現行規定では、他の法令等の規定により小樽市個人情報保護条例と同じ方法で個人情報の開示をすることとされている場合は、小樽市個人情報保護条例に基づく開示は行わないこととされています。

【見直しの内容】

特定個人情報については、他の法令等の規定により開示することとされている場合でも、小樽市個人情報保護条例による個人情報の開示請求ができることとなります。 番号法においては、マイナポータル(特定個人情報等を閲覧できるウェブサイト)を通じて、自己の個人情報を閲覧できるようになります。他の法令等の規定により同じ方法で個人情報の開示をすることとされている場合でもマイナポータルによる開示の方が利便性が高い場合が想定されるため、この見直しを行うものです。

利用停止請求 (第35条関係)

現行規定では、小樽市個人情報保護条例の規定に違反して個人情報が保有、取得、 収集又は利用されているときは、その個人情報の利用の停止又は消去を、同条例の規 定に違反して提供されているときは、その個人情報の提供の停止を求めることができ ます。

【見直しの内容】

特定個人情報(後で述べる「情報提供等記録」を除きます。)については、現行規定に加え、番号法の規定に違反して利用、収集、保管、提供等がされた場合にも、利用停止請求ができることとなります。

開示手数料(第51条関係)

小樽市では個人情報の開示請求に係る手数料を徴収しておらず、資料のコピーを請求された場合には実費(コピー代及び郵送希望の場合は郵送代)のみ負担していただいています。

国の行政機関では個人情報の開示請求に係る手数料を徴収しているため、特定個人情報の開示手数料について減免規定を設けるよう番号法で定めていますが、小樽市ではこれまでどおり実費のみとし、当該手数料は徴収しません。

情報提供等記録

他の行政機関、自治体等と特定個人情報を照会・提供した際の記録のことを情報提供等記録といいます。情報提供等記録も個人番号と対応する符号をその内容に含む個人情報であるため、特定個人情報に該当します。

情報提供等記録の取扱いについて、下記のとおり定めます。

- 目的外利用はできない。(第11条関係)
- ・ 提供できるのは、番号法第19条のいずれかに該当する場合のみ(第11条関係)
- ・ 本人と法定代理人に加え、任意の代理人も前述の開示請求、訂正請求を行うことができる。(第16条関係)
- ・ 他の法令等の規定により開示することとされている場合でも、小樽市個人情報 保護条例による個人情報の開示請求ができる。(第27条関係)
- ・ 情報提供等記録を訂正した場合は、情報の照会者、提供者及び情報提供ネット ワーク**を管理する総務大臣に通知する。(第34条関係)
 - ※ 総務省が所管するシステムで情報連携の際の仲介役となるシステム
- ・ 利用停止請求については、情報提供等記録の性質上、利用制限や提供制限の規 定に違反している場合が想定されないため、行うことはできない。(第35条関係)
- ・ これまでどおり開示請求に係る手数料は徴収しない(実費のみ負担いただきます)。(第51条関係)